

特許権	判決年月日	令和5年3月27日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10009号		

○ 発明の名称を「ガス系消火設備」とする発明について、特許取消決定における引用発明との相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、上記決定を取り消した事例。

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6674704号

(審決) 異議2020-700740号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ガス系消火設備」とする本件発明についての特許取消決定に対する取消訴訟である。本件決定は、本件発明は、甲1に記載された発明（以下「甲1発明」という。）、甲2に記載された技術的事項（以下「甲2技術的事項」という。）及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであると判断した。

原告は、取消事由として、甲1を主引用例とする本件発明の進歩性の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、要旨次のとおり判断し、本件決定における本件発明と甲1発明との相違点1の容易想到性の判断には誤りがあるとして、本件決定を取り消した。

(1) 甲1には、窒素消火設備の構成例として、貯蔵容器室に設置された複数の「容器弁」付き窒素ガス貯蔵容器が記載され、貯蔵容器の本数は、必要消火剤量を貯蔵容器1本当たりの充てん量で除して得られる本数であることの記載がある。

一方で、甲1には、各貯蔵容器の容器弁の開弁時期や、一つの貯蔵容器と別の貯蔵容器とから放出される窒素ガスのピーク圧力が重なることを防止して防護区画へ窒素ガスが導入されることについて記載や示唆はない。

(2) 甲2には、甲2技術的事項（「…複数の高圧不活性ガス貯蔵シリンダー12a～12cと、ガスシリンダー12aと12bとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16aと、ガスシリンダー12bと12cとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16bと、不活性ガスを…部屋14に放出する供給ライン24及び排出ノズル26と…を備えた、火災危険抑制システム10において、…ラプチャーディスク16aと、…ラプチャーディスク16bの開放時間をずらすことで、シリンダー12aからのガスの供給を開始する時点と、シリンダー12bからのガスの供給を開始する時点と、シリンダー12cからのガスの供給を開始する時点とをずらした結果として、不活性ガスが、過剰圧力がかからないように制御された速度で、保護された部屋14に順次放出されること。」）が記載されていることが認められる。

しかるところ、甲2技術的事項の「ラプチャーディスク」は、配管等の内部のあら

かじめ決められた圧力により動作（破裂）し、一旦動作（破裂）した後は再閉鎖されない、使い捨ての部材であり、弁が繰り返し開閉する「容器弁」とは、動作及び機能が異なるものである。

そして、甲2の記載事項によれば、甲2には、①甲2記載の火災危険抑制システムは、複数（第1及び第2）のガスシリンダー間にラプチャーディスクを取り付け、第1のガスシリンダー内のガスが保護された部屋（密閉された部屋）に放出されて第1のガスシリンダー内の残存ガスのレベルが低下すると、第1及び第2のガスシリンダー間の圧力差で、ラプチャーディスクが破裂して第2のガスシリンダー内のガスが保護された部屋に放出され、このように複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスが放出されることによって、保護された部屋の過圧を防止できること、②保護された部屋の大きさ、ガスシリンダーの容積、及びその他の要因によって、必要に応じてより多くのガスシリンダー及びラプチャーディスクを使用して、閉鎖された部屋（保護された部屋）を適切に保護することができることの開示があることが認められる。

一方で、甲2には、バルブの開閉によりガスシリンダーから配管へのガス流を制御することの記載はあるものの、ラプチャーディスクを使用することを前提とした記載であって、ラプチャーディスクを使用せずに、各バルブの開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって保護区域又は保護された部屋の加圧を防止することについて記載や示唆はない。

(3) 以上のとおり、甲1記載の「容器弁」付き窒素ガス貯蔵容器の「容器弁」と甲2技術的事項の「ラプチャーディスク」は、動作及び機能が異なること、甲1及び2のいずれにおいても貯蔵容器の容器弁又はガスシリンダーのバルブの開閉時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって保護区域又は保護された部屋の加圧を防止することについての記載や示唆はないことに照らすと、甲1及び2に接した当業者は、甲1発明において、保護区域又は保護された部屋の加圧を防止するために甲2記載のラプチャーディスクを適用することに思い至ることがあり得るとしても、ラプチャーディスクを用いることなく、各「窒素ガス貯蔵容器」に付いた「容器弁」の開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって加圧を防止することが実現できると容易に想到することができたものと認めることはできない。

(4) 仮に本件決定が述べるように甲7及び8の記載から、「複数の消火ガス容器を備え、防護区画へ配管等の導入手段を介して消火ガスを導入する消火設備において、複数の消火ガス容器のうちの一つの容器の容器弁と別の容器の容器弁との開弁時期をずらして、防護区画へ消火ガスを導入し、容器弁の開弁時期は制御部により決定づけられること」は、ガス系消火設備の技術分野において、本件出願前、周知であったことが認められるとしても、当業者が、甲1発明において、上記周知技術を適用することについての動機付けがあることを認めるに足りる証拠や論理付けがない。